

平成 23 年 6 月 30 日

長岡商工会議所
会頭 丸 山 智 様

長岡商工会議所 組織運営委員会
委員長 金子 勝彦

「議員の任期始期のあり方」に関する答申について

平成 23 年 4 月 15 日付で諮問されました「議員の任期始期のあり方」に関する検討結果を、下記のとおり答申いたします。

— 記 —

【答申内容】

●任期始期の変更について

- ・平成 24 年度の議員総会において、定款変更等の必要な機関決定を行い、任期の始期を「11 月 1 日」に変更することを提案します。
- ・具体的には、議員改選を平成 25 年 3 月 31 日から平成 25 年 10 月 31 日へ繰り下げ、平成 25 年 3 月 31 日の現任期満了後、7 ヶ月間改選を行わず、平成 25 年 10 月 31 日に改選手続きを行うこととします。その期間は、実際の役員は欠員となりますが、後任者が就任するまで職務の執行を行うこととなります。（長岡商工会議所定款 34 条 3 項）

なお、議員改選日の繰り下げを答申する主旨は、改選手続きに最低 5 ヶ月を要するため、任期短縮で 7 ヶ月の期間で再度改選手続きを行なうには、手続上無理が生ずる理由からであります。

【補足説明】

1. 当所定款

当所の役員・議員の任期は、定款第 36 条により 3 年と規定されているが、始期については定められていません。役員・議員の今任期は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日となっています。

2. 経 緯

平成 7 年 3 月に、日本商工会議所より、役員・議員の任期の始期について、4 月 1 日から 11 月 1 日への変更の提案が全国の商工会議所に示され、平成 13 年 11 月 1 日より、それぞれの商工会議所の判断により、導入・実施されてまいりました。

3. 現 状

当所の役員・議員の任期及び事業年度（定款第 69 条）は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

全国 514 商工会議所の 9 割以上が現在、役員・議員の任期の始期を 11 月 1 日に変更し実施しています。また、県内 16 の商工会議所においても、当所を除く 15 の商工会議所が 11 月 1 日と定めています。（日商及び、全国の商工会議所の任期は、平成 22 年 11 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日）

4. 任期の始期変更に対する委員会の考え方

- ・事業計画・予算の編成など、新役員・議員が新しい体制の下で新年度に臨むことができます。
- ・商工会議所が、全国的な繋がりを持つ組織であるとの認識を、今まで以上に高めることが可能です。
- ・全国の商工会議所の任期始期に合わせることで、経済界・商工会議所の役員・議員の立場をより明瞭に情報開示することができます。
- ・上場企業、組合や団体等は 4～6 月に役員交代が多いが、秋は比較的交代が少なく、任期の始期変更後の改選手続きへの影響が少ないと考えられます。
- ・現状では、事業計画、予算編成並びに事業報告・決算作業が、役員・議員改選手続きと重なり、作業事務がきわめて繁忙となっています。

5. その他

- ・長岡商工会議所定款第 34 条 3 項「後任者が就任するまで、職務の執行を行う」の解釈については、会議所運営に特段差し支えないことを顧問弁護士、日商に確認済みであります。

以上